

第3回定時 株主総会 招集ご通知

日 時

2020年3月26日（木曜日）
午前10時30分
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

場 所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決 議 事 項

議 案 取締役4名選任の件



株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
日本ホスピスホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 橋 正

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. 目的事項
報 告 事 項 1. 第3期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第3期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
議 案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jhospice.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防のため、当日ご出席の際は、本株主総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本株主総会終了後、同会場において、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの事業に関わる医療・看護・介護の環境につきましては、高齢者の増加とともに市場が拡大し需要が増加する一方で、社会保障費の抑制を目的として、病院を中心とした施設から在宅を中心とした医療へのシフトが進み、医療と介護の連携や地域単位でのケア体制の整備等が促進されると予想しております。

当社グループは「すべては笑顔のために」というコーポレートスローガンを掲げ、在宅での看取りを前提とした、在宅ホスピス事業を推進してまいりました。当連結会計年度においては、これまでの事業所に加えて、2019年4月に「ファミリー・ホスピス東林間ハウス（神奈川県相模原市）」、2019年12月に「ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス（東京都世田谷区）」の2つのホスピス住宅を新たに開設し、2019年1月及び9月に「ナースングホームOASIS北（愛知県名古屋市中区）」、2019年3月に「ファミリー・ホスピス池上ハウス（東京都大田区）」の2つの既存ホスピス住宅施設を増床し、利用者受け入れ体制の拡大を進めてまいりました。

また、前連結会計年度末において不確実だった連結子会社のカイロス・アンド・カンパニー株式会社の課税所得につき、当連結会計年度の実績により、継続的に課税所得を計上できる基盤が整ったと判断し、繰越欠損金に対して繰延税金資産の全額を計上しました。この繰延税金資産の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益が良化し、結果として、当連結会計年度における法人税等の負担率が小さくなっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,193,652千円（前連結会計年度比39.1%増）、営業利益は501,178千円（同106.4%増）、経常利益は386,728千円（同189.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は297,894千円（同99.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、ホスピス施設の拡充を目的に、ホスピス施設を新規に開設するとともに、既存ホスピス施設へ効率的に設備投資を実施いたしました。当連結会計年度に当社が実施した設備投資額は、705,502千円となります。

なお、当連結会計年度中に開設及び増床した主要施設は以下のとおりであります。

会社名	名称	所在地	設備の概要
ナースコール株式会社	ナーシングホームOASIS北	愛知県名古屋市	ホスピス施設
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	ファミリー・ホスピス池上ハウス	東京都大田区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス東林間ハウス	神奈川県相模原市	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス	東京都世田谷区	ホスピス施設

③ 資金調達の状況

2019年2月22日開催の取締役会で有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による売出しを決議し、2019年3月27日に350,000株の普通株式を発行し、322,000千円を調達しました。

当連結会計年度中に、第2回及び第4回新株予約権の行使により66,500千円調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2017年12月期)	第 2 期 (2018年12月期)	第 3 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売上高(千円)	1,895,428	3,015,192	4,193,652
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△40,821	133,585	386,728
親会社株主に帰属 する当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	△60,490	149,456	297,894
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	△9.70	21.06	40.30
総資産(千円)	3,177,110	3,313,598	4,688,483
純資産(千円)	214,244	363,701	1,049,199
1株当たり純資産(円)	29.38	50.45	136.90

(注) 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2017年12月期)	第 2 期 (2018年12月期)	第 3 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売 上 高(千円)	93,000	163,500	419,136
経 常 利 益(千円)	2,401	9,311	130,009
当 期 純 利 益(千円)	1,611	7,048	90,060
1 株当たり当期純利益 (円)	0.25	0.99	12.18
総 資 産(千円)	398,351	410,107	967,418
純 資 産(千円)	384,713	391,762	869,425
1 株当たり純資産 (円)	53.41	54.41	113.33

- (注) 1. 当社は2017年1月4日設立であり、第1期以前については記載すべき事項がないため記載を省略しております。
2. 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ナースコール株式会社	62,500千円	100.0%	在宅ホスピス事業
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	35,000	100.0	在宅ホスピス事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでまいります。

① 事業展開のための人員の確保について

当社グループは、在宅ホスピス事業を展開するにあたり、看護師及び介護士の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び質の高いケアサービスを提供することで、医療機関等をはじめとした地域医療との連携を図っていく方針であります。

また、末期がんやALS等の難病のケアには、高い専門性が求められることから、訪問看護又は訪問介護の経験の浅い看護師並びに介護士でも安心して働けるように、ベテラン看護師並びに介護士によるOJT制度による教育研修を行ってまいります。またそれと同時に、マネジメント研修等の管理職に対する教育体制の充実を図り、安定した人員の確保に努めてまいります。しかし、今後、必要とする看護師及び介護士の採用及び確保ができない場合、十分な研修等を実施できず、看護師及び介護士等の育成が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 訪問看護及び訪問介護に関する法的規制について

1. 訪問看護及び訪問介護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社グループは、「医療保険制度」「介護保険制度」「障害者総合支援法」のそれぞれに基づく訪問看護及び訪問介護を行っております。このうち「医療保険制度」に基づく診療報酬は2年に1度、「介護保険制度」に基づく介護報酬は3年に1度の頻度で制度の改定が行われます。今後、診療報酬及び介護報酬の見直しにより、大幅な改定が行われた場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 訪問看護及び訪問介護等に必要な指定に係るリスク

当社グループは、訪問看護及び訪問介護を行うために「健康保険法」並びに「介護保険法」に基づく、各サービス事業者の指定を各都道府県知事から受けております。それぞれの指定には、資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を運営しております。

当社グループでは、看護師・介護士等の有資格者の入退社や新規施設の開設に伴い、自治体等の基準の確認及び変更に必要な届け出を怠らないよう細心の注意を払って運営しており、本書提出日現在、事業運営の継続に支障を来すような状況は生じておりません。しかしながら、これらの基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等の不正請求が認められた場合には、指定の取消又は停止等の処分を受けるおそれがあります。特に

介護保険法に基づく各種指定について、当社グループ内のいずれかの会社が指定取消を受けた場合、当該会社において、指定取消から5年以内における新たな指定の取得及び介護サービス事業所としての更新が出来なくなります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟リスクについて

当社グループの看護師は、主治医の訪問看護指示書に基づいて訪問看護を行っており、訪問介護士はケアマネジャーの作成するケアプランに沿って訪問介護を行っております。また、当社グループでは、社内でのOJTによる研修をはじめとした教育研修の充実を図り、安全衛生管理に係る規程や各種の運営マニュアルを遵守することにより、事故防止や緊急事態の対応が出来るように取り組んでおります。しかしながら、従業員の人為的なミス又は不測の事態の発生等によって利用者の健康状態が悪化し、利用者、そのご家族又は主治医等からの信頼が失われる等により訴訟が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の漏洩について

当社グループは事業を運営するにあたり、利用者あるいはそのご家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、「個人情報保護規程」を制定し、個人情報については厳重に管理する等、様々な情報漏洩防止対策を講じていますが、万が一情報の流出等により、当社の信用が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 風評等の影響について

当社グループの事業は、利用者やそのご家族に限らず、行政や医療機関等との連携によって円滑な運営が可能になっているものと考えております。当社グループでは、安定的かつ質の高いサービスを提供するために、技術的な研修を行うとともに、企業方針を浸透させる等の教育を行っております。しかし、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに関する不利益な情報や風評が広まった場合には、利用者、行政、医療機関等との関係が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 利用者の逝去、退去等について

当社グループは、行政や医療機関等との連携によって、安定的な利用者の確保に努めてお

り、当社グループのサービスは、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加している状況にあると認識しております。しかしながら、新規開設施設等において想定通り入居者が集まらない場合、ターミナルケアに特化した施設であることから、当社グループが想定する以上の入居者の逝去、退去等があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 差入保証金の返還について

当社グループは、ホスピス施設又は事務所等を賃借する場合に、契約時に賃貸人に対し保証金を差し入れている場合があります。当該保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、賃貸人の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できなくなる可能性があります、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 賃貸借契約に係る解約違約金について

当社グループは、ホスピス施設を保有するオーナーと賃貸借契約の締結に際し、株式会社ラ・アトレペイメントとの間で賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結しております。2018年1月以降に開設した一部のホスピス住宅施設に関しては、賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結し、ホスピス住宅施設に係る賃貸借契約の中途解約時の解約違約金支払義務の免責を図っておりますが、賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結していないホスピス施設については、賃貸借契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合は、契約内容に従って多額の解約違約金の支払いが必要となります。何らかの理由によりホスピス施設の運営を中止し、多額の解約違約金を支払う場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 特定の取引先への依存について

当社グループは、3つのホスピス施設を株式会社ラ・アトレより賃借しており、同社のグループ会社であります株式会社ラ・アトレペイメントと5つのホスピス施設に関して賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結しております。また、同社のグループ会社であります株式会社ラ・アトレレジデンシャルより1つのホスピス施設を賃借しております。当社グループとこれらの特定の取引先とは、これまで長年にわたり緊密かつ良好な関係にあり、今後もこれまでの取引関係を維持・発展させていく方針であります。特定の取引先の経営方針や業績に著しい変化等が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑩ 大規模な災害等の影響について

当社グループは、東京都、神奈川県及び愛知県にて事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等の災害により、事業所建物や看護師、介護士及び利用者が損害を被った場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 有利子負債について

当連結会計年度末における有利子負債残高（リース債務を含む）は2,941,553千円、有利子負債依存度（リース債務を含む）は62.7%となっており、有利子負債依存度が高い状況となっております。そのため、金利水準が上昇した場合や、計画通りの資金調達が出来なかった場合には、支払利息が増加し、当社グループの事業展開のスピードが減速する等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは事業資金の調達を行うに際し、取引金融機関との間でシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。本書提出日現在においては財務制限条項に抵触しておりませんが、今後抵触した場合には、該当する借入金の一括返済及び契約解除となるおそれがあり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 特定経営者への依存について

当社の代表取締役社長である高橋正は、当社グループの経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。取締役会や経営戦略会議等において、役員及び社員への情報共有や権限移譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由で同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 新株予約権行使の影響について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、これらの新株予約権による潜在株式数は847,000株であり、発行済株式総数7,627,000株の11.1%に相当しております。

⑭ 配当政策について

当社グループは将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保及び新規開設に係る設備投資等の先行投資を行うため、また迅速な経営に備えるために、内部留保の充実が重要であると認識しております。そのため、第1期、第2期の配当金については無配としております。しかしながら、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題の1つであることから、今後につきましては利益を確実に計上できる体制の確立を図ることによって財務体質の強化を行い、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施していく方針であります。ただし、当社グループの業績が計画通り進展しない場合等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

事業区分	事業内容
在宅ホスピス事業	ホスピス住宅を中心としたホスピスケアサービスの提供

(6) 主要な営業所 (2019年12月31日現在)

名称	所在地		
日本ホスピスホールディングス株式会社	本社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
ナースコール株式会社	本社	愛知県名古屋市千種区池下一丁目11番21号	
	事業所	ナーシングホームJAPAN	愛知県名古屋市千種区上野一丁目2番7号
		ナーシングホームOASIS	愛知県名古屋市東区山口町2番18号
		ナーシングホームOASIS南	愛知県名古屋市南区汐田町1番14号
		ナーシングホームOASIS北	愛知県名古屋市北区西味鋤一丁目111番地
		ナーシングホームOASIS知立	愛知県知立市東上重原二丁目73番地
		ナーシングホームOASIS志賀公園	愛知県名古屋市北区西志賀町五丁目24番地
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	本社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	事業所	ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス	神奈川県小田原市西酒匂二丁目5番10号
		ファミリー・ホスピス本郷台ハウス	神奈川県横浜市栄区小菅ケ谷三丁目31番6号
		ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	神奈川県平塚市四之宮二丁目23番19号
		ファミリー・ホスピスライブクロス	東京都府中市是政二丁目38番9号
		ファミリー・ホスピス成瀬ハウス	東京都町田市金森東四丁目1番36号
		ファミリー・ホスピス池上ハウス	東京都大田区仲池上一丁目33番9号
		ファミリー・ホスピス東林間ハウス	神奈川県相模原市南区東林間六丁目17番3号
		ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス	東京都世田谷区玉川三丁目39番9号

(7) **使用人の状況** (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
346 (273) 名	38名増 (69名増)

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を1人未満は切り捨て（ ）外数で記載しております。
3. 従業員数の増加の主な要因は、ホスピス施設2施設を新規開設したこと及び既存2施設を増床したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
16 (2) 名	7名増 (一名増)	43.5歳	1.21年

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を1人未満は切り捨て（ ）外数で記載しております。
3. 従業員数の増加の主な要因は、新規採用による管理部門の強化を図ったことに加え、組織変更による転籍者によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	401,828千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	367,812

- (注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。
- 株式会社りそな銀行 367,812千円
- 株式会社静岡銀行 245,208千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2019年3月28日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 28,000,000株

(注) 2019年1月31日付で実施した株式分割（普通株式1株を1,000株に分割）に伴い、発行可能株式総数は27,972,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 7,627,000株

(注) 1. 2019年1月31日付で実施した株式分割（普通株式1株を1,000株に分割）より、発行済株式の総数は7,086,906株増加しております。また、株式分割に伴い、2019年1月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。
2. 2019年3月27日付の公募増資により、発行済株式の総数は350,000株増加しております。
3. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は183,000株増加しております。

③ 株主数 2,169名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J-STAR二号投資事業有限責任組合	2,647千株	34.7%
M I D W E S T M I N A T O , L . P .	988	13.0
P a c i f i c M i n a t o I I , L . P .	917	12.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	647	8.5
高 橋 正	224	2.9
野村信託銀行株式会社 (投 信 □)	205	2.7
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	147	1.9
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	136	1.8
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	132	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □)	119	1.6

(注) 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式（78株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

1. 新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権 等の数	目的となる株式 の種類及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第1回新株予約権 (2016年6月6日)	200個	普通株式 200,000株	6,800円	250円	2019年1月1日 ～ 2026年6月15日
第3回新株予約権 (2017年12月11日)	370個	普通株式 370,000株	10,015円	500円	2021年1月1日 ～ 2027年12月17日
第4回新株予約権 (2017年12月11日)	277個	普通株式 277,000株	無償	500円	2019年12月15日 ～ 2027年12月14日

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

① 第1回新株予約権

2018年12月期から2022年12月期までのいずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が310,000千円を超過した場合、権利行使することができる。

② 第3回新株予約権

2020年12月期から2023年12月期までのいずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が1,000,000千円を超過した場合、権利行使することができる。

- ③ 新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2. 2019年1月14日開催の取締役会決議による、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割後の数値を記載しております。

2. 当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	200個	2名
	第3回新株予約権	210個	2名
	第4回新株予約権	142個	2名
監査役	第3回新株予約権	20個	1名

- ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 橋 正	
常 務 取 締 役	加 藤 晋 一 郎	管理本部長
取 締 役	洪 雄 吾	事業本部長
取 締 役	三重野 真	戦略本部長兼社長室長
取 締 役	荒 川 暁	J-STAR株式会社 パートナー 株式会社プラティア 社外取締役 株式会社三和サービス 社外取締役 株式会社いろはにほへと 社外取締役 WOLVES Hand株式会社 社外取締役
取 締 役	梅 田 恵	昭和大学 保健医療学部 教授 株式会社緩和ケアパートナーズ 取締役
常 勤 監 査 役	本 田 凜 太 郎	職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会 理事 イマジンプラス株式会社 社外取締役 株式会社グローバルトラストネットワークス 社外監査役
監 査 役	林 高 史	林公認会計士事務所 代表パートナー 日邦産業株式会社 監査等委員である取締役 株式会社Kips 取締役
監 査 役	加 藤 由 美	アレグレット法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役荒川暁氏及び取締役梅田恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役林高史氏及び監査役加藤由美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役林高史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2019年3月29日開催の第2回定時株主総会において、三重野真氏が取締役に新たに選任され、2019年4月1日付で就任いたしました。
5. 2019年4月15日付で、取締役三重野真氏の担当が広報室長から社長室長に変更となりました。
6. 2019年4月30日付で、取締役内部監査室長稲津隆夫氏は辞任により退任いたしました。なお、重要な兼職はございません。
7. 2019年6月1日付で、取締役洪雄吾氏の担当が事業開発室長から事業本部長に変更となりました。
8. 2019年6月1日付で、取締役三重野真氏の担当が社長室長から戦略本部長兼社長室長に変更となりました。
9. 当社は、取締役梅田恵氏、監査役林高史氏、監査役加藤由美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	6 名 (1)	61,564千円 (840)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	8,100 (4,050)
合 計 (うち 社 外 役 員)	9 (3)	69,664 (4,890)

- (注) 1. 上記には、2019年4月30日付で退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）を除いております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役荒川暁氏は、J-STAR株式会社のパートナーであり、株式会社プラティア、株式会社三和サービス、株式会社いろはにほへと及びWOLVES Hand株式会社の社外取締役であります。J-STAR株式会社と当社との間には取引関係はありませんが、J-STAR株式会社は、当社の発行済株式総数の34.7%を保有する「J-STAR二号投資事業有限責任組合」の無限責任組合員であります。その他の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役梅田恵氏は、昭和大学保健医療学部の教授及び株式会社緩和ケアパートナーズの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役林高史氏は、林公認会計士事務所の代表パートナーであり、日邦産業株式会社の監査等委員である取締役及び株式会社Kipsの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤由美氏は、アレグレット法律事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 荒 川 暁	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。投資家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
社外取締役 梅 田 恵	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。大学教授としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役 林 高 史	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役 加 藤 由 美	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、監査法人との協議の上で、監査役会の同意を踏まえて報酬額を決定しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレーターの作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役に対しては、各監査役及び監査役会が職務執行を法令及び定款と照らして監視を行うとともに、決裁審議において非適合の事象を確認の際は、意見を言い、執行前に防止する体制となっております。

使用人に対しては、法令遵守マニュアルを定め、この運用を行っております。また、定款に適合しない行為が発生することを防止するため、決裁権限を職務権限規程で定め、執行前の段階で稟議等による審査を受けなければ執行できない体制としております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行に係る情報については、職務権限規程に基づき、稟議書が作成され、当該稟議書は文書管理規程にて、その重要度に応じて、保存されております。この書類の管理は、職務分掌規程にて、管理本部が行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程は、現段階において制定されておりませんが、当社役員及び関係会社の代表取締役で構成されている経営戦略会議において、リスクの洗い出しとその評価を行い、その対応策を検討・実施決定を図っております。また、未知の新たなリスクについては、その事象及び確認されているリスクが顕在化あるいはその兆候が発生した折りには、当社役員及び関係会社の代表取締役は当会議に報告し、現状対応策における不足の有無を確認し、不足の有る場合は、その対処を検討・実施する体制となっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画及び単年度計画を策定し、適正に経営管理を行う体制としております。

現在は、取締役の効率性が損なわれる状況とはなっておりませんが、今後の事業拡大に伴い、取締役会の決議数が増加する等が予測されるため、一定の事項の決定等を委任する体制に移行していくことを前提に、経営戦略会議を設置しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図っております。また、違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底しております。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、使用人における法令等企業倫理（コンプライアンス）遵守に対する意識の醸成を図っております。

⑥ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」において、グループ会社の財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、グループ会社を含めたリスク管理体制を構築しております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループの基本方針・戦略を策定し、これに基づきグループ会社が策定した個別の計画・目標の達成状況を定期的に管理しております。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はグループ共通の「内部通報制度」を通じて、グループ会社における法令・定款違反行為等の未然防止に努めております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助員として使用人を置くこととします。

- ⑧ 上記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の人事考課・異動その他の人事に関する事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることにより、当該使用人の独立性を確保することとします。

- ⑨ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

代表取締役及び取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況等を速やかに報告することとしております。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす事実、不正行為、又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告することとしております。

- ⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記⑨の報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けないよう「内部通報制度規程」に基づき、当該報告者を適切に保護しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行に生ずる費用又は償還の処理については監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断した時は、取締役及び使用人に対し職務の執行状況について報告をいつでも求めることができます。報告を求められた取締役及び使用人は、その求めに応じて速やかに報告しなければならない体制としております。

監査役は取締役会のほか、重要な会議と監査役が判断した会議には出席をし、必要に応じて意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧できるものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、会社法に規定する機関として取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、当社グループの事業方針を決定する経営戦略会議を毎月1回以上開催しております。

なお、当社では、コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点での会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしており、社会環境・法的環境の変化に伴って適宜見直していくこととしております。

当社は、社外監査役を含めた監査役による経営の監視及び監督機能を適切に機能させることで、経営の健全性と透明性を確保しております。また、取締役会による業務執行の決定と経営の監視及び監督機能を向上させるため、社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役による業務執行から独立した監視及び監督機能と、監査役並びに監査役会による当該機能を中心としたガバナンス体制が適切であると判断しており、監査役会設置会社を選択しております。

内部統制システムの整備について、当社は「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当該方針に基づき各種社内規程等を整備するとともに、規程等遵守の徹底を図り内部統制システムが有効に機能する体制づくりに努めております。その他、役職員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務執行を監視し、随時必要な監査手続きを実施しております。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	1,625,922	流 動 負 債	717,658
現金及び預金	827,687	1年以内返済予定の金	102,960
売掛金	744,993	長期借入金	36,407
その他の	53,241	未払金	46,227
固 定 資 産	3,062,560	未払費用	257,076
有形固定資産	2,176,071	預り金	107,934
建物及び構築物	140,357	未償還の引当金	125,865
機械装置及び運搬具	10,205	固定負債	6,404
工具、器具及び備品	68,505	長期借入金	34,783
リース資産	2,219,539	固定負債	2,921,625
建設仮勘定	290	長期借入金	666,680
減価償却累計額	△262,827	負債合計	3,639,284
無形固定資産	570,338	(純資産の部)	
のれん	565,799	株主資本	1,044,133
その他の	4,539	資本剰余金	294,250
投資その他の資産	316,150	資本剰余金	652,056
繰延税金資産	61,229	自己株約権	98,022
その他の	254,921	新株予約権	△195
資産合計	4,688,483	純資産合計	5,065
		負債純資産合計	1,049,199
			4,688,483

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,193,652
売上原価		3,203,886
売上総利益		989,765
販売費及び一般管理費		
役員報酬	90,264	
給料及び手当	83,300	
賞与引当金繰入	4,204	
法定福利費	21,241	
租税公課	91,954	
支払のれん償却	41,335	
その他	55,872	
	100,414	488,587
営業利益		501,178
営業外収入		
受取利息	4	
助成金収入	493	
業務委託料	637	
その他	352	1,488
営業外費用		
支払のれん償却	110,740	
その他	5,198	115,938
経常利益		386,728
特別利益		
新株予約権戻入益	701	701
税金等調整前当期純利益		387,429
法人税、住民税及び事業税	143,780	
法人税等調整額	△54,245	89,534
当期純利益		297,894
親会社株主に帰属する当期純利益		297,894

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	100,000	457,806	△199,871	－	357,934	5,766	363,701
当連結会計年度変動額							
新株の発行	161,000	161,000			322,000		322,000
新株の発行 (新株予約権の行使)	33,250	33,250			66,500		66,500
親会社株主に帰属する 当期純利益			297,894		297,894		297,894
自己株式の取得				△195	△195		△195
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						△701	△701
当連結会計年度変動額合計	194,250	194,250	297,894	△195	686,198	△701	685,497
当連結会計年度末残高	294,250	652,056	98,022	△195	1,044,133	5,065	1,049,199

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 ナースコール株式会社
カイロス・アンド・カンパニー株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 重要な引当金の計上基準

- ・ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

財務制限条項

長期借入金（1年内返済予定を含む）のうち、613,020千円には、当社の子会社であるナースコール株式会社において次の財務制限条項が付されております。

- ・2016年12月期決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年比75%以上に維持する。
- ・2016年12月期決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	7,094株	7,619,906株	一株	7,627,000株

(注) 発行済株式の株式数の増加7,619,906株は、株式分割に伴う増加（7,086,906株）及び公募増資による増加（350,000株）、新株予約権の権利行使による増加（183,000株）であります。

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	一株	78株	一株	78株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り78株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

477,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入により調達しております。余剰資金については、安全性の高い金融資産である預金等で運用を行っております。デリバティブ取引等は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主に健康保険制度及び介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等の公的機関に対する債権であるためリスクは僅少であります。それ以外の売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク軽減を図っております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用、預り金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は設備投資に係る資金調達を主な目的としたものであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	827,687千円	827,687千円	－千円
(2) 売 掛 金	744,993	744,993	－
資産計	1,572,681	1,572,681	－
(1) 未 払 金	46,227	46,227	－
(2) 未 払 費 用	257,076	257,076	－
(3) 預 り 金	107,934	107,934	－
(4) 未 払 法 人 税 等	125,865	125,865	－
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	769,640	765,678	△3,961
(6) リース債務（1年内返済予定を含む）	2,171,913	2,213,087	41,173
負債計	3,478,657	3,515,870	37,212

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 預り金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務（１年内返済予定を含む）

リース債務（１年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
差入保証金	221,934千円

賃借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産 136円90銭

(2) 1 株当たり当期純利益 40円30銭

(注) 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算出しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	810,332	流動負債	97,992
現金及び預金	486,497	未払費用	12,227
売掛金	79,200	未払り費	11,614
関係会社短期貸付金	230,000	未払法人税等	4,279
その他の	14,634	未償与引当金	48,985
固定資産	157,086	その他	404
有形固定資産	5,758	負債合計	20,480
建物附属設備	5,558	(純資産の部)	97,992
工具器具備品	2,371	株主資本	864,360
減価償却累計額	△2,171	資本剰余金	294,250
投資その他の資産	151,328	資本準備金	471,585
関係会社株式	132,695	その他資本剰余金	294,250
差入保証金	14,886	利益剰余金	177,335
繰延税金資産	3,746	その他利益剰余金	98,720
資産合計	967,418	繰越利益剰余金	98,720
		自己株式	△195
		新株予約権	5,065
		純資産合計	869,425
		負債純資産合計	967,418

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	419,136
売上原価	10,751
売上総利益	408,385
販売費及び一般管理費	277,219
営業利益	131,166
営業外収益	
受取利息	2,852
業務受託料	637
その他の	62
営業外費用	
株式交付費	4,710
経常利益	130,009
特別利益	
新株予約権戻入益	701
税引前当期純利益	130,710
法人税、住民税及び事業税	44,030
法人税等調整額	△3,380
当期純利益	90,060

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 資 剰 余 金	他 本 金 計	資 剰 余 金 計	その他利益 剰余金			利 剰 余 金 計
						繰 越 剰 余 金			
当 期 首 残 高	100,000	100,000	177,335	277,335	8,659	8,659	－	385,995	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	161,000	161,000		161,000				322,000	
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	33,250	33,250		33,250				66,500	
当 期 純 利 益					90,060	90,060		90,060	
自 己 株 式 の 取 得							△195	△195	
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	194,250	194,250	－	194,250	90,060	90,060	△195	478,364	
当 期 末 残 高	294,250	294,250	177,335	471,585	98,720	98,720	△195	864,360	

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	5,766	391,762
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		322,000
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		66,500
当 期 純 利 益		90,060
自 己 株 式 の 取 得		△195
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△701	△701
当 期 変 動 額 合 計	△701	477,663
当 期 末 残 高	5,065	869,425

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・ 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

264,000千円

営業取引以外の取引高

2,850千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

78

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 3,418千円

賞与引当金 123千円

その他 203千円

繰延税金資産合計 3,746千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ナースコール株式会社	所有 直接 100.0%	経営管理	経営指導料 の受取	144,000	—	—
子会社	カイロス・アンド・カンパニー株式会社	所有 直接 100.0%	経営管理 資金の援助	経営指導料 の受取	120,000	—	—
				資金の貸付	80,000	関係会社 短期貸付金	230,000
				利息の受取	2,850	未収利息	2,800

(注) 1. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を踏まえ、交渉・協議の上で決定しております。

(2) 資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 113円33銭

(2) 1株当たり当期純利益 12円18銭

(注) 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算出しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

日本ホスピスホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	健文	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田	直子	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ホスピスホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ホスピスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

日本ホスピスホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	健文	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田	直子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ホスピスホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月28日

日本ホスピスホールディングス株式会社	監査役会
常 勤 監 査 役 本 田	凜 太 郎 ㊞
社 外 監 査 役 林	高 史 ㊞
社 外 監 査 役 加 藤	由 美 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役 4 名選任の件

取締役全員（6 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度の導入に伴い経営体制の効率化のため 2 名減員し、取締役 4 名の選任をお願いするものであります。なお、本議案が原案どおり承認されますと、取締役のうち社外取締役は 2 名となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	た か は し た だ し 高 橋 正 (1962年 1 月21日)	1984年 4 月 三宿工房入所 1987年 8 月 坂倉建築研究所入所 1991年 5 月 マニフィールド株式会社 取締役 1991年 8 月 株式会社丸山工務所 入社 1996年10月 株式会社ラウンズ 取締役 2008年 8 月 株式会社ユーミーケア 代表取締役 2011年12月 オン・アンド・オン株式会社（現・カイ ロス・アンド・カンパニー株式会社）代 表取締役 2014年 8 月 ナースコール株式会社 代表取締役 2017年 1 月 当社代表取締役社長（現任） (取締役候補者とした理由) 候補者は、在宅ホスピス事業における豊富な知見を有し、代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の適切な役割を果たし、事業の拡大に重要な役割を担ってまいりました。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。	224,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	か とう しん いち ろう 加 藤 晋 一 郎 (1974年9月24日)	1998年10月 太田昭和監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人） 入所 2006年 4 月 Avantec Vascular Corp. CEO 2010年 4 月 グッドマン株式会社 執行役員 2013年 7 月 Reed Exhibitions Japan Ltd. CFO 2015年 9 月 ナースコール株式会社 執行役員管理本部長 2016年 3 月 同社取締役常務執行役員管理本部長 2017年 1 月 当社常務取締役管理本部長（現任） （取締役候補者とした理由） 候補者は、公認会計士として財務・会計分野における豊富な知見を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の適切な役割を果たしております。また、常務取締役管理本部長として、当社グループにおける管理全般を管掌し、その職責を十分に果たしております。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。	24,000株
3	あら かわ さとる 荒 川 暁 (1974年10月31日)	1999年 4 月 株式会社野村総合研究所 入所 2007年11月 J-STAR株式会社 パートナー（現任） 2014年 8 月 ナースコール株式会社 取締役 2015年12月 株式会社プラティア 社外取締役（現任） 2017年 1 月 当社社外取締役（現任） 2017年11月 株式会社三和サービス 社外取締役（現任） 2017年11月 株式会社いろはにほへと 社外取締役（現任） 2019年 4 月 WOLVES Hand株式会社 社外取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由） 候補者は、企業経営に関する幅広い知識と経験を当社の経営を助言及び監督いただいております。今後においても専門的見地による適切な助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
4	※ 田 村 恵 子 (1957年9月5日)	1978年 4 月 堀井胃腸科病院 入職 1984年 4 月 石塚病院 入職 1987年 3 月 宗教法人在日本南プレスビテリアンミ ッション 淀川キリスト教病院 看護部 入職 2014年 1 月 京都大学大学院 医学研究科 教授 (現 任) (社外取締役候補者とした理由) 候補者は京都大学大学院医学研究科の教授として緩和ケアの研究を行っており、医療現場での勤務経験に基づいた、緩和ケアに関する幅広い知識と経験を持っております。当社グループが行う在宅ホスピス事業は、まさに緩和ケアがサービスの中心であり、同氏の持つ専門知識や経験から、当社の社外取締役として企業価値向上とコーポレートガバナンス強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 荒川暁氏及び田村恵子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 荒川暁氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 荒川暁氏は、2019年12月31日現在の当社大株主（持株比率34.7%）であるJ-STAR二号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるJ-STAR株式会社のパートナーであります。同社と当社との間にはその他取引等の利害関係はなく、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
6. 当社は、荒川暁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、荒川暁氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、業務を執行しない社外取締役候補者である田村恵子氏が選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 田村恵子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
8. 田村恵子氏の選任が承認された場合、社外取締役就任日は、2020年4月1日となります。

以 上

× ₴

[illegible]

× ₯

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5

交通 ● J R 「有楽町」駅 国際フォーラム口より 徒歩3分
● J R 「東京」駅 丸の内南口より 徒歩5分
(京葉線・東京駅 4番出口より地下1階にて連絡)
● 東京メトロ 有楽町線「有楽町」駅 徒歩3分
(D5出口より地下1階にて連絡)



◎株主総会終了後、同会場において、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会へご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解頂きますよう、お願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染症の予防のため、当社スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。また、株主総会にご出席される株主様におかれましても、本株主総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。